

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2021年9月2日

株式会社五健堂

代表取締役社長 蓮尾 拓也

問合せ先：経営管理部 075-612-6688

証券コード：9146

<https://www.gokendo.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、グループ全体の内部統制の継続的な強化をはかり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示を実行できるよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社HFG	540,000	50.94
蓮尾 拓也	520,000	49.06

支配株主名（親会社を除く）の有無	株式会社HFG
	蓮尾 拓也

親会社の有無	無
--------	---

補足説明

株式会社HFGは、当社の代表取締役社長蓮尾拓也の蓮尾家が管理する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同様の条件に照らし合わせるよう決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
福原 淳一	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福原 淳一		—	<p>社会保険労務士法人を経営されており、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はありません。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名以上
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査人及び監査法人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するように努めております。

内部監査人は、監査計画を策定する際や監査の実施状況について、常勤監査役と情報を共有しております。監査法人からの指摘事項についても、内部監査人による調査、分析を行い、監査役に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 昭彦	その他													
香本 和也	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
鈴木 昭彦		—	一般企業における経営者として長年の経験を有し、人格、見識ともに優れており当社の社外監査役として適任と判断しているためであります。 また同氏は、当社との間に利害関係はありません。
香本 和也		—	税理士事務所を経営されており、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、当社との間に利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	無
----------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬につきましては、総額は株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲となっております。各取締役の報酬は、世間水準及び会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して取締役会において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会の開催にあたっては、事務局である当社経営管理部が招集通知を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて社外取締役及び社外監査役に事前説明を行っております。</p> <p>また、社外監査役が常時職務の執行に関わる文章その他の情報を閲覧できるとともに、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べる体制を整えております。</p> <p>社外取締役と当社との連携窓口としては、取締役会事務局より担当者を指名し、支援できる体制を整えております。また、監査役の職務に関連して、補助者の要請があった場合には適切な人員を選任いたします。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(コーポレート・ガバナンス体制の概要)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役1名)により構成されており、原則として、月1回の定例会議及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営計画に関する事項をはじめ、設備投資、資金計画などの会社運営に関わる事項や会社法及び取締役会規程で定められた重要事項について決定を行います。</p> <p>また、各取締役からは業務の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告され、職務執行を相互に監督しております。</p> <p>(2) 監査役会及び監査役監査の状況</p> <p>監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として、月1回の定例会議及び必要に応じて臨時監査役会が開催され監査報告を行っております。各</p>

監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

当社の社外監査役のうち1名は、企業経営における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監査機能を果たしております。また、もう1名は、税理士の資格を有し財務・会計に関して十分な知見を有する監査役を選任しております。

(3) 内部監査

代表取締役社長の直轄機関として設置されている内部監査室が内部監査を担当しています。内部監査室は社員1名で構成され、内部監査規程に基づき代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に従って内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善の面に資する指摘・指導を行っております。

(4) 会計監査

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は高田佳和氏及び安本哲宏氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士1名、その他4名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行行員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役8名で構成される取締役会、監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。そのうち社外取締役1名、社外監査役2名を選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

IR 資料のホームページ掲載	当社Web サイト上にIR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規程	当社の経営理念等において、顧客や仕入先、従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定しております。外部への適切な情報開示を促進し、顧客、株主等のステークホルダーからの信頼を確保する体制を構築することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境保全活動として、一部の物流センターの屋上に太陽光パネルを設置するとともに、車両については、デジタルタコグラフを用いてエコドライブを徹底し、CO ₂ 排出量を削減に努めております。また、社会貢献活動においては、半年に一度の献血活動、スポーツ事業の協賛、地域の清掃活動をしております。今後も継続して環境保全活動、CSR活動に積極的に取り組む方針であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、取引先などの全てのステークホルダーの皆様へ、当社の事業活動や業績、経営方針を理解していただき、信頼と正当な評価を得るため、適時適切な情報開示が重要であると考えております。法令や規則に従って開示することはもとより、ステークホルダーの皆様へ重要と判断した情報については、積極的に開示を行っていく方針であります。
その他	当社では、女性社員の活躍推進に取り組んでおり、各セグメントに女性管理職を積極的に登用しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。
--

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書管理規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行います。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取り締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

(6) 監査役の補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしておりま

す。 監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

(9) 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。

(10) 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力対策マニュアル」を策定し、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策マニュアル」を策定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方向的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。さらに暴力追放運動推進センターの主催する「不当要求防止責任者講習会」に社員を参加させ、複数の不当要求防止責任者を社内にて育成することで、社内における反社会勢力に対応する体制を構築してまいります

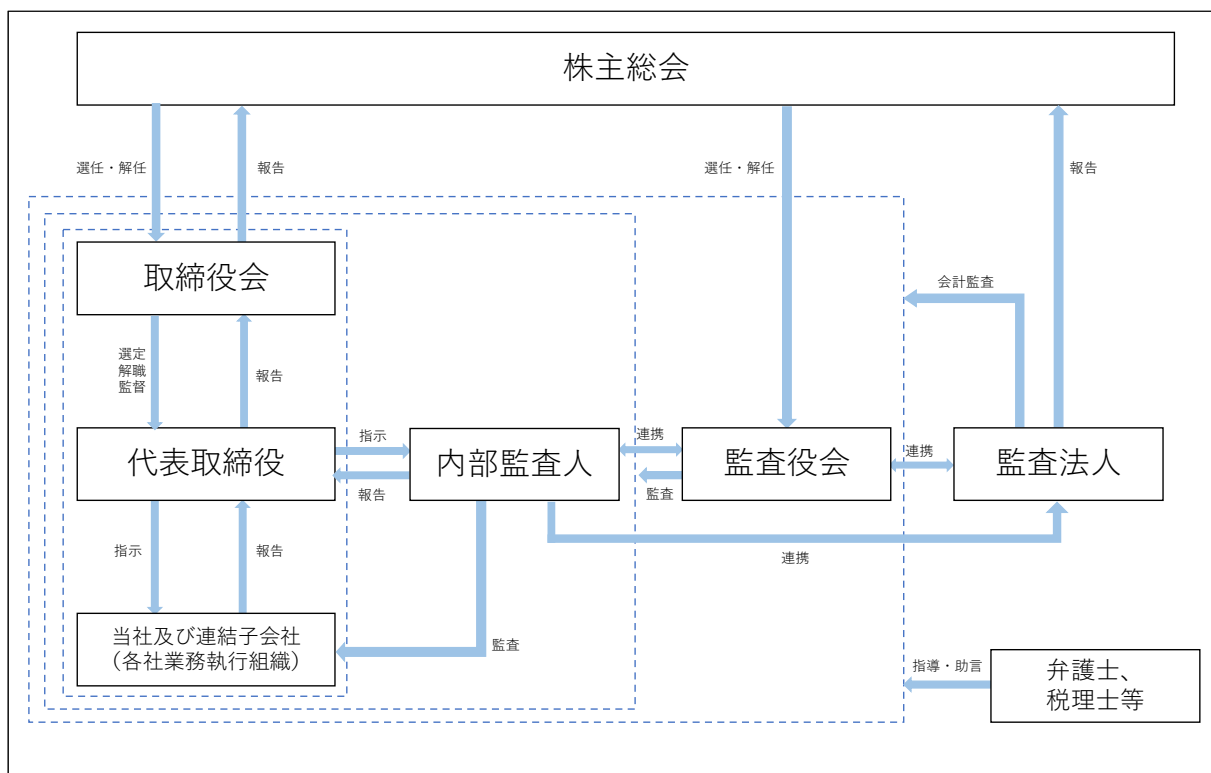
V. その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	無
-------------	---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図



(2) 適時開示体制の概要

